

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について（お知らせ）

令和6年2月27日
広島県土木建築局

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定し公表したところです。
これに伴い、新労務単価の特例措置を次のとおり決めました。

1 特例措置の概要

新労務単価の適用に伴い、2に定める工事の受注者は請負代金額の変更の協議を請求できる。

2 対象となる契約

- (1) 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、令和5年3月から適用した公共工事設計労務単価を適用して予定価格を算出しているもの。
- (2) 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、令和6年3月1日において工期の始期日が到来していないもの。

3 事務処理方法

- (1) 上記2(1)の場合

「公共工事労務単価の運用に係る特例措置事務処理要領（平成25年4月25日）」により事務処理を行うこととし、次の方式により変更後の請負代金額を算出する。

変更後の請負代金額＝当初請負額／当初官積算額×新労務単価により積算された官積算額

- (2) 上記2(2)の場合

「建設工事請負契約約款第25条第6項運用基準（平成26年2月18日）」1.(1)及び2.から8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用し、請負代金額の変更を含む事務処理を行う。

4 その他

地域維持業務についても、特例措置の対象とする。